

白岡町自治基本条例素案・原案対照表

原 案	素 案	備考
目次 前文 第1章 総則（第1条―第3条） 第2章 町民（第4条・第5条） 第3章 議会（第6条・第7条） 第4章 行政（第8条―第14条） 第5章 参画及び協働（第15条） 第6章 地域活動及び地域自治組織（第16条） 第7章 情報の公開、提供及び共有（第17条） 第8章 次世代（第18条） 第9章 住民投票（第19条） 第10章 検証等（第20条・第21条） 第11章 補則（第22条） 附則		
白岡町では、美しい自然環境のもと、先人たちにより数々の歴史や文化が築かれ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきた。私たちは、それらの地域の特質を発展させ、次世代に引き継ぐ必要がある。 白岡町では、地方自治の発展を目指し、広く町民が公共を担う地域社会の構築、地域課題解決に向けたコミュニティの醸成、少子高齢化社会への対応、地域の特質を生かした農業振興、これからのまちづくりのための商業工業の発展など、数々の課題に町民と町が協働して取り組んでいる。 私たちは、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちの手でまちづくりを推進していく必要がある。そして、町民主体の自治を推進するため、町政における町民の参画と協働の原則を定め、町民と町がそれぞれの役割と責任を担うことにより、安全安心で暮らしやすい地域社会を実現していかなければならない。 私たちは、こうした考え方に基づき、ここに白岡町の最高規範として白岡町自治基本条例を制定する。	白岡町では、先人たちにより美しい自然環境や数々の歴史・文化が創られ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきました。私たち町民は、それらの地域の特質を発展させ、次世代に引き継ぐ必要があります。 白岡町は、地方自治の発展を目指し、広く町民が公共を担う地域社会の構築、地域課題解決に向けたコミュニティの醸成、少子高齢化社会への対応、地域の特質を生かした農業振興、これからのまちづくりのための商業工業の発展など、数々の課題に町民と協働して取り組むことにより、安全安心で暮らしやすい環境と地域社会を創造していきます。 私たち町民は、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちの手でまちづくりを推進していきます。そして、白岡町の町政運営における町民の参画と協働を自治の原則として定め、町民主体の自治を実現するため、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を果たしていきます。 私たちは、こうした考え方に基づき、ここに白岡町の最高規範として「白岡町自治基本条例」を制定します。	
第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、白岡町における自治の理念を定めるとともに、町政に関する町民の権利及び責務、議会及び行政の責務等を明らかにすることにより、安全安心で暮らしやすい地域社会の実現を図ることを目的とする。	I 総則 2 目的 この条例は、白岡町における自治の理念と町政運営に関する町民の権利と責務、議会及び行政の責務を明文化し、本条例の理念の実現を図ることを目的とします。	
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ	I 総則 3 定義	

原 案	素 案	備考
による。 (1) 町民 <u>町内に在住し、在勤し、又は</u> <u>学する者及び町内で事業を営むもの又は</u> <u>活動するものをいう。</u> (2) <u>町 議会及び行政をいう。</u> (3) 行政 町長<u>その他の執行機関をいう。</u> (4) まちづくり 町民及び町が行う、より 暮らしやすい地域社会を築くためのすべ ての公共的な活動をいう。 (5) 協働 町民及び町が、それぞれの役割 及び責任を担い、信頼及び合意の基に連 携し、及び協力することをいう。 (6) <u>地域自治組織 地域単位で活動して</u> <u>いる組織、ボランティア団体その他の町</u> <u>内で自治的な活動をしている組織をい</u> <u>う。</u>	①この条例において町民とは、<u>白岡町に住所</u> <u>を有する者、町内に在勤、在学する者、町内</u> <u>で活動する者、及び事業を営んでいる者のこ</u> <u>とを言います。</u> ②この条例においてまちづくりとは、町民及 び町が行う、より暮らしやすい地域社会を築く ためのすべての公共的な活動を言います。 ③この条例において協働とは、<u>町民・議会・</u> <u>行政がみんなでまちづくりを進めるため、そ</u> <u>れぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の基</u> <u>に連携協力することを言います。</u> ④この条例において行政とは、町長及びその 他の町の執行機関を言います。 ⑤この条例において地域自治組織とは、地域 単位で活動している組織及びNPOなど町 内で自治的な活動をしている組織を言いま す。	
(理念) 第3条 町民及び町は、白岡町の自然環境、 文化及び伝統を礎にして、誰もが個人とし て尊重され、安全安心で暮らしやすい地域 社会を、自らの意思及び責任において協働 して実現することを目指すものとする。	I 総則 1 理念 町民及び町は、白岡町の自然環境・文化・ 伝統を礎にして、誰もが個人として尊重さ れ、安全・安心に暮らせる地域社会を自らの 意思と責任において、協働して実現するこ とを目指す。	
第2章 町民 (町民の権利) 第4条 町民は、まちづくりに参画する権利 を有する。 2 町民は、町の保有する情報を知る権利を 有する。 3 町民は、まちづくりに関し、自ら考え主 体的に行動するため必要な事項を学習 する権利を有する。	II 町民 1 町民の権利 ①町民は、まちづくりに参画する権利を有し ます。 ②町民は、議会や行政の保有する情報を知る 権利を有します。 ③町民は、まちづくりの主役として、自ら考 え主体的に行動するため、必要な情報や考え 方を学習する機会を得る権利を有します。	
(町民の責務) 第5条 町民は、まちづくりに関し、他者の 意見及び行動を尊重しなければならぬ。 2 町民は、まちづくりに関し、自らの発言 及び行動に責任を持たなければならぬ。 3 町民は、まちづくりに主体的に参画する よう努めるものとする。	II 町民 1 町民の責務 ①町民は、まちづくりに関し、他者の意見や 行動を尊重しなければなりません。 ②町民は、まちづくりに関し、自らの発言や 行動に責任を持たなければなりません。 ③町民は、まちづくりと地域の課題解決のた め、主体的に参画し、連携・協働のもと、行 動をしなければなりません。	
第3章 議会 (議会の責務) 第6条 議会は、白岡町の意味決定機関とし て、この条例の理念にのっとり、住民福祉 の向上を目指し、政策の提言及び条例の立 案に努めるものとする。 2 議会は、町民の意思を的確に反映した行 政運営が行われているか、行政の監視に努 めるものとする。	V 議会 1 議会の責務 ①議会は、町の意思決定機関として、この条 例の理念を遵守するとともに、町民の生活と 権利を守り、町民の福祉向上と地域生活の発 展を目指し、政策の提言及び条例の立案に取 り組み、自治の推進に努めます。 ②議会は、町民の意思を的確に反映した行政 運営の実現のために、行政の監視に努めます。 ③議会の会議は原則、公開とします。	

原 案	素 案	備考
3 議会は、 <u>町民に対し、審議経過及び結果を分かりやすく情報提供するなど、開かれた議会運営に努めるものとする。</u>	④議会は、 <u>町民と議会をつなぐ活動を積極的に行い、町民に対し、審議の内容及び経過について、わかりやすく説明することに努めます。</u>	
(議員の責務) 第7条 議員は、 <u>町民の信頼にこたえるため、政治倫理の確立に努めるとともに、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。</u> 2 議員は、 <u>町民に対し、自らの議員活動の情報提供に努めるものとする。</u>	V 議会 2 議員の責務 ①議員は、 <u>責任を持って町民の信頼に応え、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に職務を遂行します。</u> ②議員は、 <u>説明責任を果たすように努めます。</u>	
第4章 行政 (行政の責務) 第8条 行政は、 <u>町民の信頼にこたえるため、この条例の理念にのっとり、参画及び協働による行政運営に努めるものとする。</u> 2 行政は、 <u>町民の意向を的確に把握し、町民のニーズにこたえた行政運営を行い、住民福祉の向上に努めるものとする。</u> 3 行政は、 <u>透明で開かれた町民主体の行政運営に努めるものとする。</u>	IV 行政 1 行政の責務 ①行政は、 <u>町民の信頼に応えるために、この条例の理念にのっとり、参画と協働による行政運営に努めます。</u> ②行政は、 <u>町民の意向を的確に把握し、町民のニーズに応えた行政運営を行い、行政サービスの向上と住民福祉の増進に努めます。</u> ③行政は、 <u>透明で開かれた町民主体の行政運営に努めます。</u>	
(町長の責務) 第9条 町長は、 <u>町政に関する基本方針を定め、誠実に取り組むとともに、その結果を町民に公表するよう努めるものとする。</u> 2 町長は、 <u>白岡町の統轄代表者として職員を適正に指揮監督し、公平かつ公正に職務を執行しなければならない。</u> 3 町長は、 <u>総合振興計画等に基づいた中長期的な展望に立ち、行政評価等を踏まえ、費用対効果を重視して、健全な財政運営に努めなければならない。</u>	IV 行政 2 町長の責務 ①町長は、この条例に掲げる理念を遵守し、町民の信頼に応え、公正、公平かつ誠実に町政を運営し、協働によるまちづくりの推進を図らなければならない。 ②町長は、 <u>町政運営の基本方針を定め、その実現に取り組み、その結果について町民に報告しなければならない。</u> ③町長は、 <u>職員を指揮監督し、職員の能力の向上に努めるとともに、リーダーシップを発揮して町政運営及び健全な財政運営を行わなければならない。</u> (IV行政 4 行政運営から移動) ⑤行政は、 <u>総合計画や行政評価を踏まえ、短期及び中長期的な視点に立ち、費用対効果の検証を行いながら健全な財政運営を計画的に行わなければならない。</u>	
(職員の責務) 第10条 職員は、 <u>全体の奉仕者であるとともに、自らが町民であることを自覚し、まちづくりに必要な能力の開発及び向上を図り、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。</u>	IV 行政 3 職員の責務 職員は、 <u>全体の奉仕者であると同時に自らが町民である事を自覚し、まちづくりに必要な知識、技能等の向上を図りながら、誠実かつ公正で効率的に職務を遂行しなければならない。</u>	
(行政組織) 第11条 行政は、 <u>その補助組織を、町民にとって分かりやすく、効率的かつ機能的なものとし、社会情勢の変化に応じて、迅速に見直すよう努めるものとする。</u> (危機管理体制) 第12条 行政は、 <u>災害等の緊急事態から町</u>	IV 行政 4 行政運営 ①行政の組織は、 <u>町民にわかりやすく、効率的かつ機能的であるとともに、社会情勢の変化に迅速に対応できるよう編制され、柔軟に運営されなければならない。</u> また、責任が明確化されていなければならない。 ②行政は、 <u>町民の生命および財産の安全を確</u>	

原 案	素 案	備考
民の生命及び財産を守るため、総合的な危機管理体制の確立に努めなければならない。 (国及び他の地方公共団体との連携等) 第13条 行政は、広域的な課題の解決又は行政運営の効率化を図るため、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力するよう努めなければならない。 (行政手続) 第14条 行政は、町民の権利利益を保護するため、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正を確保するとともに透明性の向上に努めなければならない。	保するとともに、緊急時に備え総合的かつ機能的な危機管理体制の確立に努めなければならない。 ③行政は、町民サービスの向上、広域的な課題の解決及び行政運営の効率化を図るため、国、他の地方公共団体及びその他の関係機関と連携をはかるよう努めなければならない。 ④行政は、町民の権利利益を保護し、透明で公正な行政手続を確保する必要があります。	
第5章 参画及び協働 (参画及び協働) 第15条 町民及び町は、協働によるまちづくりを推進するものとする。 2 行政は、まちづくりに関する町民の提案等の把握に努めるとともに、町民から提案等があったときは、当該提案等を尊重するものとする。 3 行政は、まちづくりの重要な計画等の策定又は改廃に当たり、町民の意見を聴くとともに、意見が提出されたときは、考え方を公表するものとする。 4 行政は、町民の意見を町政に反映させるため、幅広い町民の参画に努めるものとする。 5 前項に規定する町民の参画に関して必要な事項は、別に条例で定める。	Ⅲ 住民参画と協働 1 参画と協働 ①町は、協働によるまちづくりを推進します。 ②町はまちづくりに関し、町民の提案等の把握に努めるとともに、町民から提出された提案等を尊重するものとします。 ③町は、まちづくりの重要な政策及び計画の策定に当たり、町民の意見を聴くとともに、提出された意見に対し、町の考え方を公表するものとします。 ④町は、町民の意見を町政に反映させるため、政策の立案、実施、評価等の各段階において、幅広い町民の参画に努めます。そのしくみをつくるために、(仮)住民参画条例を別に定めます。 ⑤町は、町民から協働を求められた場合、誠実に対応しなければなりません。	
第6章 地域活動及び地域自治組織 (地域活動及び地域自治組織) 第16条 町民は、各種の地域活動を通じて、地域の課題解決及び活性化に努めるものとする。 2 町は、まちづくりにおける地域自治組織の役割を重視し、その活動の支援に努めるものとする。	Ⅵ 地域活動と地域自治組織 1 地域活動と地域自治組織 ①町民は、各種の地域活動を通じ、地域の課題解決と自己実現を図り、地域の活性化に努めます。 ②行政は、協働のパートナーとして地域自治組織の役割を重視し、その活動を支援します。	
第7章 情報の公開、提供及び共有 (情報の公開、提供及び共有) 第17条 町は、町民に対し説明責任を果たし、町政への参画を促進するため、町政情報を公開するとともに、町民と情報の共有を図るため、町政情報の積極的な提供に努めるものとする。 2 地域自治組織は、組織運営の透明性を向上させ、その活動への参画を促進するため、活動情報の提供に努めるものとする。 3 町及び地域自治組織が、前2項に規定す	Ⅶ 情報の公開、提供及び共有 1 情報の公開、提供及び共有 ①議会及び行政は、町民の町政への参画促進と説明責任を果たすため、町政情報を公開し、また、町民と情報の共有を図るため、積極的な情報提供に努めるものとします。 ②地域自治組織は、活動への参画促進と組織運営の透明性を確保するため、活動に関する情報の積極的な提供に努めるものとします。 ③前2項の情報の公開・提供に当たっては、	

原 案	素 案	備考
る情報の公開又は提供を行うときは、 <u>個人の権利利益を保護するため、個人情報</u> を適正に取り扱うものとする。	議会、行政及び地域自治組織は、保有する <u>個人情報</u> を適正に取り扱い、 <u>個人の権利利益を保護するもの</u> とします。	
第 8 章 次世代 (次世代) 第 1 8 条 町民及び町は、次世代を担う子どもが様々な学習及び経験を重ねて心豊かに成長し、個性及び能力を十分に発揮できるようなまちづくりに努めるものとする。 2 町民及び町は、次世代のまちづくりの主役となる子どもが、それぞれの成長段階に応じ、まちづくりに参画することを促進するものとする。	IX 次世代 1 こども ①町民と町は、次世代を担う子どもが、様々な学習と経験を重ねて心豊かに成長し、個性や能力を十分に発揮できるような<u>地域づくり</u>に努めます。 ②町民と町は、次世代のまちづくりの主役である子どもが、それぞれの成長段階に応じ、まちづくりに参画することを促進<u>します</u>。	
第 9 章 住民投票 (住民投票) 第 1 9 条 町長は、町政に関する重要事項について、<u>住民の意思を確認する必要があると判断したときは</u>、住民投票を実施することができる。 2 <u>町内に住所を有する者であって、別に条例で定める満 1 8 歳以上のものは、その総数の 3 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から町長に住民投票の実施を請求することができる。</u> 3 議会は、<u>出席議員の過半数の議決により</u>、町長に住民投票の実施を請求<u>することができる。</u> 4 町長は、<u>前 2 項の規定による請求があつたときは</u>、住民投票を実施しなければ<u>ならない。</u> 5 町民及び町は、住民投票の結果を尊重するものとする。 6 <u>前各項に定めるもののほか、住民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。</u>	VIII 住民投票 1 住民投票 ①町長は、町政に関する重要事項について、<u>住民の意思を町政に反映させるため、自ら発議し、住民投票を実施することができます。</u> ②<u>白岡町</u>に住所を有する別に条例で定める満 1 8 歳以上の<u>者は</u>、その総数の 3 分の 1 以上の連署を持って町長に住民投票の実施を請求することができます。 ③議会は、<u>その議決により</u>、町長に住民投票の実施を請求<u>できます。</u> ④町長は前 2 項の規定により、請求があつたときは、住民投票を実施しなければ<u>なりません。</u> ⑤町民、<u>議会及び町長</u>は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。 ⑥<u>住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。</u>	
第 1 0 章 検証等 (検証) 第 2 0 条 町長は、<u>この条例の施行後 4 年を超えない期間ごとに、この条例で規定する自治のあり方を、町民の参画する組織を設置し、検証しなければならない。</u>	IX 検証等 1 検証 町長は、4 年を超えない期間ごとに、<u>町民の参画による委員会を設置して、この条例で規定する自治のあり方を検証しなければならない。</u>	
(改正又は廃止) 第 2 1 条 議会及び町長は、この条例を<u>改正し、又は廃止しようとするときは、この条例の理念を尊重して行うものとする。</u>	IX 検証等 2 改廃 町長及び議会は、この条例を<u>改廃しようとするときは、この条例の理念を最大限に尊重して行わなければならない。</u>	
第 1 1 章 補則 (委任) 第 2 2 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。		

原 案	素 案	備考
附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成２３年１０月１日から施行する。ただし、第９章の規定は、平成２５年１０月１日までの間において規則で定める日から施行する。 (白岡町自治基本条例策定審議会条例の廃止) 2 白岡町自治基本条例策定審議会条例（平成２２年白岡町条例第１７号）は、廃止する。 (特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年白岡町条例第５号）の一部を次のように改正する。 別表白岡町自治基本条例策定審議会の部を削る。		